

リニアまちづくり構想市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 リニア中央新幹線整備に伴う効果などを生かしたまちづくりを行うため、まちづくり構想を策定するリニアまちづくり構想市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、リニアまちづくり構想を市長に報告する。

- (1) リニアを生かした夢のあるまちづくりに関すること。
- (2) 企業立地又は定住及び交流人口増加のための施策に関すること。
- (3) リニア駅へのアクセス方法及びアクセス計画に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域に関わる団体の構成員
- (2) 商工業関連団体の構成員
- (3) まちづくり組織の構成員
- (4) 観光関連団体の構成員
- (5) 鉄道関連団体の構成員
- (6) 人口減少対策関連団体の構成員
- (7) 公募による市民
- (8) 優れた識見を有する者
- (9) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

2 前委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(オブザーバー等)

第6条 委員会に、オブザーバー及びアドバイザーを置くことができる。

2 オブザーバーは、岐阜県の職員及び中津川市の職員のうちから市長が委嘱する。

3 アドバイザーは、専門的知識又は経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務はき、企画課リニアまちづくり室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に委員長が定める。

附 則

1 この告示は、平成24年6月14日から施行する。